

平成28年7回教育委員会会議定例会 議事録

午後 4時00分開会

1 日 時 平成28年7月28日(木)

午後 5時00分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 竹下教育長, 梅田教育長職務代理者, 河埜内委員, 浅野委員, 西野委員,  
中秋委員

4 説明員 久重教育次長, 岡元教育振興課長, 九十九学校教育課長,  
堀信文化生涯学習課長, 中原教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

議案第51号 平成28年度準要保護児童及び生徒の認定について

議案第52号 語学指導等を行う外国青年の任命について

議案第53号 招致外国青年就業規則の一部を改正する規則案

議案第54号 竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を改正する告示案

報告・協議 教育委員会会議の議事録について

報告・協議 小中一貫教育について

○竹下教育長 ただいまから, 平成28年第7回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。議案第51号は, 個人の情報であるため, 非公開とすることに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○西野委員 はい。

○中秋委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第51号は非公開とすることに決定しました。これより非公開とします。

(非公開)

○竹下教育長 教育委員会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

続いて、議案第52号「語学指導等を行う外国青年の任命について」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いします。

○九十九課長 語学指導等を行う外国青年の任命についてでございます。いわゆる外国語指導助手、ALTの任命でございます。ご承知のとおり、ALTにつきましてはJETプログラムに移行するというので、この1学期間、市内の業者、K&Fへの委託で3名のALTに学校に入らせていただきました。その任期が切れまして、多くの場合2年契約で最長3年ということですが、当面1年の任用で、平成28年8月1日から平成29年7月31日まで4名のALTを配置したいという議案でございます。お一人ずつ簡単に紹介させていただきます。コントラス・サラ・ジェシダさん、25歳、女性、アメリカのワシントン州のシアトルから来ております。昨日広島に来て、今は慣れるために教育委員会に来ております。それから、チュー・オスカー・クリストファー・イケダさん、23歳、男性、イギリスのブライトン出身。ティマメンズ・マーセル・アンドリューさん、23歳、男性、カナダのストラトフォード出身。ヒューズ・ロバート・デレン、25歳、男性、アメリカのテネシー州ナッシュビル出身です。サラ以外の3名は現在東京で研修を受けており、8月3日に竹原に来ることになっております。そして、4名とも8月1日任用で来年の7月31日までの契約をしたいという議案でございます。中学校はもとより、幼稚園、小学校の外国語活動の時間数を増やそうと考えております。小学校5、6年生は必修

でございますが、現在1～4年生にも何時間かALTが授業に入っています。そうした授業を増やしていき小学校1年生～中学校3年生までの英語教育の充実に努めていきたいと考えております。以上です。

○竹下教育長                   これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○梅田教育長  
職務代理者                   各小学校、中学校の授業時間は何時間くらいを目指していますか。

○九十九課長                   英語の場合週4時間という時間の制限がございまして、例えば竹原中学校と他の3中学校を比べると、普通学級の数によって差ができます。平均的に何時間というのは算出しにくいのですが、小学校中学校を4つのブロックに分けて、効率的に配置し時間数を増やしていきたいと考えております。

○梅田教育長  
職務代理者                   では中学校単位で固定して決められるのですか。

○九十九課長                   中学校区ではありません。距離的なことも少しは考慮しながらもより平均的な時間になるようにします。昨年度までも竹原中学校は専属で一人配置しておりました。昨年度までのALTと今後のALTで大きく違うのは、教育委員会として任用をしますので、夏季休業中なども契約期間に入っていることです。子どもたちの活動を含めて、教育委員会が主催のプログラムや学校独自のプログラムが組まれたり、あるいは部活動への指導等を行ったり、勤務時間の中であらゆることに活用できるというメリットがございます。最大限JETプログラムを活かしていきたいと考えております。

○河埜内委員                   皆さん若いですが、経験はありますか。

○九十九課長                   4名ともほぼ経験はありません。東京ではJETプログラム研修を受けていますが、8月の第2週にも広島市で3日間ほど研修があります。JETプログラムに参加する外国人の指導助手については、組織での研修が組まれております。服務等に関わっては竹原市教育委員会で研修を受けていくことになっております。我々の希望としては英語を母国語として使用し

ている外国人を招致していただきたかったので、アメリカ合衆国、イギリス、カナダから派遣していただきました。今度は人材育成を含めて子どもたちに関わらせていきたいと考えております。

○梅田教育長  
職務代理者 任期が1年というのは規約の中にあるのですか。また若いので再任を考えておられますか。

○九十九課長 8ページをご覧ください。根拠法令で招致外国青年就業規則を載せております。これは竹原市教育委員会が定めている規則でございますが、ここに契約期間は1年間、ただし1年ごとに3年まで更新することができるということで最大3年となります。JETプログラムの場合には通常2～3年務めておられます。本人の家庭的な事情等で1年で帰国される、あるいは辞職されるということもありますが、基本的には3年間続けていただけるような人材であることを期待しております。

○梅田教育長  
職務代理者 今年初めて日本に来られたのですか。それと日本語はどの程度理解されているか分かりますか。

○九十九課長 まだ1名しか直接会っていませんが、資料によりますとオスカー・クリストファー・イケダさんがある程度流暢であると聞いております。他の3名についてもアジア学を勉強したり、日本語を研究していたりしております。昨日来日したサラについては、お父さんがメキシコ人と日本人のハーフで青森に祖父母の家があり、青森に1年間留学していたこともあるということで聞き取りの力はある程度あります。まだたどたどしいですが、まったく日本を経験していないという状況ではありません。残りの2人についてはどのくらいの日本語の力があるのかまだ分からないところでございます。

○竹下教育長 お諮りいたします。議案第52号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長  
職務代理者 はい。

○浅野委員 はい。

○河埜内委員 はい。

○西野委員 はい。

○中秋委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第52号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第53号「招致外国青年就業規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いします。

○九十九課長 招致外国青年就業規則の一部を改正する規則案についてでございます。JETプログラムによって開始する外国語指導助手招致事業について、一部改正する必要がございましたので今回改正案を提出させていただいております。新旧対照表を載せておりますので説明をさせていただきます。第4条第2号に小学校における外国語活動等の補助が加わっております。以前竹原市においてもJETプログラムでALTを活用していましたが、当時は学習指導要領の中に外国語活動というものがございませんでした。したがって、ALTについては中学校のみの英語教育の指導ということでございましたが、今回は小学校における外国語活動等との補助という項目を入れております。それによって、第2号以降の項目を順次変更しております。第8条につきましては、今までは参加者の給料は月額30万円ととなっております。今回の改正案で参加者の給料は月額で1年目は28万円、再契約された場合の2年目は30万円、3年目は32万5千円とすると改定をしていきたいと思っております。これはJETプログラムで示された金額ですので、全国一律です。

続きまして、第4項の日割り計算についてでございます。今回給料の月額に12を乗じ、その額を第11条第1項で規定するとありますが、これは招致外国青年就業規則第11条第1項のことで内容は参加者の勤務時間は休憩時間を除き1週間について35時間という意味でございます。この1

週間当たりの勤務時間35時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間あたりの額とします。なぜこのように改定したかという先ほどの月額30万円という固定の給料でございましたが1年目、2年目、3年目に応じて給料を変えていきますのでこのように改正していきたいという案でございます。以上です。

○竹下教育長　　これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。JETになったメリットはいかがですか。

○九十九課長　　交付税の関係で8割前後補助が出ます。市の財政にとっては大きなメリットになると考えます。教育委員会で雇用すると直接的な指導指示ができますし、教育委員会等が主催するさまざまな研修にALTを参加させることができます。さまざまな面で有効活用することができる、それが児童生徒の英語力の向上に資すると思います。

○中秋委員　　今までおられたALTの方はどちらに行かれたのですか。

○九十九課長　　他市や他県へ行かれてALTを続けておられる方もおられます。以前はアルティアというところで契約しておりましたので、アルティアでの契約が継続されている方もおられますし、そうでない方もおられます。

○中秋委員　　最長で3年間契約ができるわけですが、もしその人が優秀ならば引き続き契約することもできますか。

○九十九課長　　それは非常に厳しいと思います。JETとは契約を結ばない、簡単に言えばJETから引き抜くということになります。仮に本人がJETとの契約を辞するという事になったとしても竹原市でALTとしていてもらうということは想定しにくいと思われま。JETの方針としていくら優秀であって、本人が継続して日本でALTとして仕事がしたいといっても1つのところで長い間いるということ避ける目的もあり、必ず配置換えするという事になっております。

○竹下教育長　　お諮りいたします。議案第53号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

- 梅田教育長 職務代理者 はい。
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 西野委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第53号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第54号「竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を改正する告示案」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いします。
- 堀信課長 議案第54号竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を改正する告示案についてでございます。この保存計画につきましては3月の教育委員会会議で承認を受けておりました告示にて公表しています。伝建地区内での貴重な建造物等につきましては後世へ保存継承していく必要があります特定物件として指定しているところでございますが、平成28年3月23日に町並み保存地区で発生した火災によりまして、都市番号120番と121番の2件の建物が全焼で消失したためその指定を解除しようというものでございます。14ページをご覧ください。中ほどの156番と157番に×と記載してありますが、それが該当するものでございます。位置につきましては西方寺を登る参道の手前の場所でございます。保存計画を変更する場合におきましても告示の必要があるため、今回議案として上程いたします。
- 竹下教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。
- 梅田教育長 職務代理者 火災が起きた場所は現在更地になっていますよね。
- 堀信課長 そうです。
- 河埜内委員 復元はないのですか。

- 堀信課長 復元は所有者の意思もありますし、建築基準法の関係もありますので、同じものを建てるというのは難しいと思います。因みに、特定物件ですが保存計画の中では建築物が148棟、工作物が38個あります。
- 竹下教育長 お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長 はい。
- 職務代理者
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 西野委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第54号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、報告・協議事項といたしまして、「教育委員会会議の議事録について」を議題といたします。関係部課長より報告をよろしくお願い致します。
- 岡元課長 教育委員会会議の議事録について説明をさせていただきます。平成27年4月の法改正により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に教育委員会会議の議事録を教育委員会会議終了後公表するよう努めなければならないという条文が加えられております。本条につきましては努力義務ということでございますが、これまでの教育委員会会議の公開の原則に加えて議事録を公表することによりまして、会議の透明性がより高まるということから本市においてもこれまで公表していませんでした議事録の公表を行おうというものでございます。具体的には6月に行われました定例会議分からの公表を考えており、本市のホームページ上への掲載を行うよう考えております。因みに県内の状況でございますが市におきましては14市中9市がすでに公表しており、町におきましては9町のうち4町が公表しておりますので、本市におきましても公表を行っていくという報告

をさせていただきます。以上です。

○竹下教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○梅田教育長           今まで議事録を作成していましたがどのような利用をしていましたか。

職務代理者           公開はしていなかったのですか。

○久重次長           ホームページ上に載せ誰でも見られるようにするという内容です。これまでも公開請求があれば公開していました。

○竹下教育長           続いて、報告・協議事項といたしまして、「小中一貫教育について」を議題といたします。関係部課長より報告をよろしくお願い致します。

○岡元課長           小中一貫教育について説明をさせていただきます。吉名中学校区の小中一貫の校名の決定について御協議させていただきます。6月8日に吉名中学校区小中一貫校設立準備委員会において、児童生徒保護者及び地域から学校名候補を応募しておりました。資料1に投票数が多かった上位10件、そして2枚目のA3用紙には全体で170件の応募の中でも少数意見も含めた資料を用意しました。こちらを元に準備委員会の中で候補の中から選定の協議を行っていただきました。その結果全会一致で吉名学園とすることで決定をいたしました。正式には竹原市立設置条例及びその他関係条例を改正議案として改めて教育委員会議にお諮りをしていきたいと考えておりますが、まずは教育委員会の方針といたしまして学校名を吉名学園として今後進めていきたいと考えておりますのでご協議をよろしく申し上げます。なお条例改正につきましては平成29年9月の市議会への議案の提案を予定しております。以上です。

○竹下教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○梅田教育長           これは吉名学園吉名小学校ではないのですか。

職務代理者

○岡元課長           今回の吉名中学校区の一貫校につきましては義務教育学校という小学校と中学校とは違うものでございますので、吉名学園が正式名称ということになります。

- 浅野委員 入学式や卒業式は吉名学園として行われるのですか。
- 九十九課長 学校としては一つの学校ですので正式には小学校1年生に入ったときが入学、中学校3年生を終わるときは卒業という形になります。ただ小学校と中学校の区切りというものがございますので、小学校6年生修了時、中学校1年生開始時については今のような入学、卒業というセレモニーは必要であると事務局では考えております。
- 西野委員 小中一貫では中学校は7年生、8年生、9年生ということになるのですか。
- 竹下教育長 正式にはそうです。ただ小学校部卒業、中学校部卒業というような形で卒業式というものを残していくことを考えております。吉名地区の準備委員会の決定で吉名学園となりましたので、教育委員会としてこの意見を尊重していきたいと思っておりますが、教育委員会として意思決定を行い、その後議会に諮っていきたいと思っております。
- 梅田教育長  
職務代理者 保護者の方と地域の方は納得しておられるのですよね。
- 岡元課長 はい。保護者代表者と地域代表者による準備委員会ということでございますが、その中では反対意見は全くございませんでしたので、一定にはご理解いただいているという認識でございます。
- 竹下教育長 教育委員会としても吉名学園ということで意思決定をさせていただき、その後議会のほうにご承認いただくという方向で行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして平成28年第7回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。
- その他報告事項があれば報告願います。

平成28年7月28日 午後5時00分閉会